

# 整骨院や接骨院(柔道整復師)の正しいかかり方

どんな治療にも組合員証が使えるわけではありません

## ■組合員証が使えるのはどんなとき？

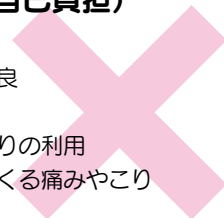
### 組合員証が使えます

- ねん挫・打撲・挫傷（肉離れなど）
- 脱臼・骨折  
（応急手当以外は医師の同意書が必要です。）



### 組合員証が使えません（全額自己負担）

- 医師の同意書のない骨折・脱臼の施術
- 日常生活による疲労、肩こり、腰痛、体調不良
- スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ねん挫や打撲が完治した後のマッサージ代わりの利用
- 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性的な症状  
など



## ■組合員証を使用して柔道整復師の施術を受けるときのポイント

### ①負傷の原因は正確に伝えましょう

公務災害等に該当する場合は組合員証が使えません。また、交通事故などの場合は共済組合に連絡が必要です。

### ②医療機関との重複・並行受診をしない

同一部位の治療に関して、医師と柔道整復師へ重複・並行して治療を受けた場合は、原則として柔道整復師の施術には組合員証は使えません。

### ③施術内容や日数等を確認し、「療養費支給申請書」に署名しましょう

組合員証を使用して施術を受ける場合、一般的には、整骨院・

接骨院が、組合員に代わって療養費を共済組合に請求するため「療養費支給申請書」に署名を求められますが、署名をする際には、「療養費支給申請書」に記載されている内容（負傷名、負傷年月日、負傷原因、日数など）を確認し、必ず自分で署名・捺印をしましょう。

### ④施術が長期にわたる場合は医師の診断を受けましょう

なかなか症状が改善しない場合は、病気などの内科的要因も考えられます。